

第31号議案

令和5年度 豊後大野市公共下水道特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度豊後大野市公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	444 戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	111,085 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	304 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	81,268 千円
第1項 営業収益	22,329 千円
第2項 営業外収益	58,934 千円
第3項 特別利益	5 千円
	支 出
第1款 下水道事業費用	80,552 千円
第1項 営業費用	77,212 千円
第2項 営業外費用	2,128 千円
第3項 特別損失	212 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,095千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額545千円、過年度分損益勘定留保資金9,431千円及び当年度分損益勘定留保資金13,119千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			6,315 千円
第1項 出資金			6,000 千円
第2項 負担金及び分担金			315 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			29,410 千円
第1項 建設改良費			6,315 千円
第2項 企業債償還金			22,094 千円
第3項 投資その他の資産			1 千円
第4項 予備費			1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,041 千円

(他会計からの補助金)

第8条 公共下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,080千円である。

令和5年2月20日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏